

大和市告示第46号

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不育症治療費助成事業実施要綱（平成23年大和市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「夫婦」の次に「（申請をした日において本市の市税等に滞納がない夫婦に限る。）」を加える。

第4条第2項第4号を削る。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。